

# 農業水利施設保全合理化事業実施要綱

平成25年 2月26日付け24農振第1931号  
最終改正 平成28年 4月 1日付け27農振第2019号

各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事

} 殿

農林水産事務次官

## 第1 目的

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少など大変厳しい状況にある。このような状況の中、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」を実現することが必要である。

このためには、担い手への農地集積を加速化し、農業の構造改革を推進するとともに、農業水利施設の効率的な機能保全対策を推進することなどが不可欠である。

しかし、老朽化した旧来の水利システムを有する地区においては、水管理労力の負担が重くなっており、このことが担い手への農地集積が進まない大きな要因となっている。また、農業水利施設の老朽化に起因する突発事故の発生件数が増加傾向にあり、農業被害のみならず、住宅・公共施設への二次被害を及ぼすリスクが高まっている。

このため、本事業により、環境との調和にも配慮しつつ、パイプライン化等により水管理の省力化を図るとともに、老朽化した農業水利施設の機能診断や補修による農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図り、もって、生産効率の向上及び競争力ある「攻めの農業」の実現に資することとする。

## 第2 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

### 1 農業水利施設等整備事業

農業用排水施設の整備等を行う事業であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表の区分の欄の1の事業種類の欄の(1)に掲げる事業に該当するもの。
- (2) (1)と別表の区分の欄の1の事業種類の欄の(2)、(3)又は(4)に掲げる事業を併せて一体的に実施するもの。

## 2 農地集積促進事業

別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)、(2)又は(3)に掲げる事業（1の(1)又は1の(2)の事業と関連して行うものに限る）を実施するもの。

## 3 水利用再編促進事業

別表の区分の欄の3に掲げる事業に該当するもの。

### 第3 事業実施主体

1 農業水利施設等整備事業の事業実施主体は都道府県とする。

2 農地集積促進事業の事業実施主体は都道府県とする。ただし、次に掲げる事業については、それぞれ次に定める者を事業実施主体とすることができる。

(1) 別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(2)及び(3)に掲げる事業

市町村、土地改良区

(2) 別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のイに掲げる事業

都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区

(3) 別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のロに掲げる事業

市町村、土地改良区又は農業協同組合

3 水利用再編促進事業の事業実施主体は都道府県、市町村、土地改良区又はその他都道府県知事が適当と認める者とする。

### 第4 事業の採択要件

1 第2の1及び第2の2に掲げる事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の農用地区域内において実施されるものであること。ただし、農用地区域以外の区域内において事業を実施する必要がある場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の区域を対象とすることができるものとする。

(2) 受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。

(3) 農業用排水施設の整備と担い手への農地集積の一体的な推進に係る第6の1の(1)の農用地利用集積促進用排水施設整備計画を策定していること。

2 第2の3に掲げる事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(1)に掲げる事業（以下「水利用調整事業」という。）を行う場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること。

イ 環境用水、冬期湛水用水又は消流雪用水を取得する場合にあつては、農村振興局長が別に定める要件を満たすものであること。

(2) 別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(2)に掲げる事業（以下「水利用高度化推進事業」という。）を行う場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 事業採択申請に係る土地改良区等に、農村振興局長が別に定める地域用水対策協議会が設置されていること。

イ 利水等に関する各種権利関係が調整され、かつ、長期的な水利用の秩序化が図られる見通しがあること。

(3) 別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(3)に掲げる事業（以下「施設計画策定事業」という。）及び別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(4)に掲げる事業（以下「管理省力化施設整備事業」という。）を行う場合にあっては、当該事業費が200万円以上であること。

(4) 別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(5)に掲げる事業（以下「機能保全計画策定事業」という。）を行う場合にあっては、末端支配面積が10ヘクタール以上であること。

## 第5 事業の実施手続

1 都道府県知事は、都道府県が事業実施主体である事業（以下「都道府県営事業」という。）を実施しようとするとき、又は市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認める者が事業実施主体である事業（以下「団体営事業」という。）を実施しようとする者から事業を実施したい旨の申請があり、これを妥当と認めるときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき行う場合に限る。）及び第6の計画を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 地方農政局長等は、1の規定により提出された事業採択申請書、事業計画概要書及び第6の計画を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。なお、団体営事業にあっては、採択の通知を受けた都道府県知事は、団体営事業を実施しようとする者にその旨を通知するものとする。

## 第6 計画の作成

本事業の実施にあたって、事業実施主体は、次に掲げるものを実施する場合にあっては、必要な計画を作成するものとする。

1 第2の1及び第2の2に掲げる事業を実施する場合

(1) 都道府県知事は、事業を実施しようとするときは、土地改良法施行令附則第3項に規定する農用地利用集積促進用排水施設整備計画（以下「整備計画」という。）を作成するものとする。

(2) 整備計画は次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 地区の現況

イ 課題及び整備方針

ウ 生産基盤整備事業の概要

エ 担い手への農用地集積計画

オ 担い手別農用地集積方法

カ 農地集積促進事業の概要

(3) 整備計画が適合しなければならない令附則第3項の農林水産大臣が定める基準とは、次に掲げる事項が明らかなものであることとする。

ア 計画区域の現況

イ 担い手等の見通し

ウ 担い手の経営規模の拡大、並びにこれを実現するために必要な農用地流動化及び農作業の集積の内容

(4) 第3の2に基づき、市町村、土地改良区及び農業協同組合が事業を実施する場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事が作成した整備計画と整合の図られた事業となるように配慮するものとする。

2 第2の3に掲げる事業を実施する場合

(1) 水利用調整事業を実施しようとするときは、水利用調整事業計画及び事業計画概要書を作成するものとする。

(2) 水利用高度化推進事業を実施しようとするときは、水利用高度化推進事業計画及び地域用水機能増進基本計画を作成するものとする。

(3) 施設計画策定事業を実施しようとするときは、施設計画策定事業計画を作成するものとする。

(4) 管理省力化施設整備事業を実施しようとするときは、管理省力化施設整備事業計画を作成するものとする。

## 第7 計画の変更

1 都道府県知事は、第5の規定により採択された事業について、物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の30パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）に該当する場合は、計画の変更を行うものとする。なお、団体営事業にあつては都道府県知事の承認を受けるものとする。

2 都道府県知事は、1の計画の変更を行ったとき又は団体営事業の計画の変更を承認したときは、変更計画報告書及び変更計画を地方農政局長等に提出するものとする。

## 第8 事業採択期間

事業の採択期間は、平成30年度までとする。

## 第9 助成

国は、予算の範囲内で、本事業に関連して必要となる経費について、別記に掲げる事業費につき別に定めるところにより都道府県又は都道府県を經由して事業実施主体に助成するものとする。

## 第10 事業達成状況の報告

1 第2の1及び第2の2を実施した場合、都道府県知事は、地方農政局長等に、事業の達成状況について報告するものとする。

2 第2の3を実施した場合、都道府県営事業にあつては、都道府県知事が地方農政局長等に、団体営事業にあつては、事業実施主体が都道府県知事に、事業の達成状況について報告するものとする。

- 3 都道府県知事は、2の規定により団体営事業の事業実施主体から報告を受けたときは、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

## 第11 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

## 附 則

- 1 平成24年度における事業採択申請等の提出期限は、第5の1の規定にかかわらず、平成25年3月15日までとする。
- 2 平成25年度における事業採択申請等の提出期限は、第5の1の規定にかかわらず、平成25年10月末日までとする。
- 3 平成25年度補正予算（第1号）に伴う、平成25年度における事業採択申請等の提出期限は、第5の1及び附則2の規定にかかわらず、平成26年3月17日までとする。
- 4 平成26年度における事業採択申請等の提出期限は、第5の1の規定にかかわらず、平成26年10月末日までとする。
- 5 平成27年度採択を希望し、平成26年11月末までに事業採択申請書等を提出した地区であって、平成26年度補正予算（第1号）における採択を希望する地区については、第5の事業採択申請書等を提出したものとみなす。
- 6 平成27年度補正予算（第1号）に伴う、平成27年度における事業採択申請書、事業計画概要書及び第6の計画の提出期限は、第5の1の規定にかかわらず、平成28年2月29日までとする。
- 7 平成28年度における事業採択申請書、事業計画概要書及び第6の計画の提出期限は、第5の1の規定にかかわらず、平成28年10月末日までとする。

## 別表

区分	事業種類	事業内容
1 農業水利施設等整備事業	(1) 用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠、補助暗渠若しくは補水渠の新設若しくは変更又は心土破砕
	(3) 客土事業	農用地につき行う客土（混層耕を含む。）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等
	(4) 区画整理事業	農用地の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業
2 農地集積促進事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業	土地利用調整及び農用地の集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動
	(2) 中心経営体農地集積促進事業	中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。）への農用地の集積に向けた促進支援
	(3) 耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動等
3 水利用再編促進事業	(1) 水利用調整事業	水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等
	(2) 水利用高度化推進事業	地域用水機能等を維持・増進する活動支援等
	(3) 施設計画策定事業	整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等
	(4) 管理省力化施設整備事業	水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に附帯する施設の整備
	(5) 機能保全計画策定事業	農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）の策定

## 別記

### 1 工事費

- ア 純工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）
- イ 測量設計費
- ウ 用地費及び補償費
- エ 船舶機械器具費
- オ 全体実施設計費
- カ 換地費

### 2 促進費

### 3 調査・調整費

- ア 賃金
- イ 報償費
- ウ 旅費
- エ 需用費
- オ 役務費
- カ 委託料
- キ 使用料及び賃貸料
- ク 備品購入費
- ケ 技術員手当等
- コ 共済費
- サ 補償費
- シ 資材購入費
- ス 機械賃料